

ぶんきょうくしょうがいしゃちいきじりつしえんきょうぎかいようこう
文京区障害者地域自立支援協議会要綱

19 ぶんふくしょうだい 1705 号 へいせい 20 ねん 2 がつ 18 にちくちょうけつてい
19 文福障第1705号 平成20年2月18日区長決定

19 ぶんふくしょうだい 2191 号 へいせい 20 ねん 3 がつ 31 にちいちぶかいせい
19 文福障第2191号 平成20年3月31日一部改正

23 ぶんふくしょうだい 2692 号 へいせい 24 ねん 3 がつ 30 にちいちぶかいせい
23 文福障第2692号 平成24年3月30日一部改正

24 ぶんふくしょうだい 688 号 へいせい 24 ねん 6 がつ 1 にちいちぶかいせい
24 文福障第 688号 平成24年6月 1日一部改正

24 ぶんふくしょうだい 2127 号 へいせい 25 ねん 4 がつ 1 にちいちぶかいせい
24 文福障第2127号 平成25年4月 1日一部改正

もくてきおよびせっち
(目的及び設置)

だい1じょう しょうがいしゃ にちじょうせいかつ およびしゃかいせいかつ そうごうてき しえん ほうりつ
第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

へいせい 17 ねんほうりつだい 123 号 だい89じょう 3 だい1こう きてい もとづき しょうがいしゃとう
(平成17年法律第123号) 第89条の3第1項の規定に基づき、障害者等

じりつ にちじょうせいかつまた しゃかいせいかつ いとなむ かんけいきかんとう
が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように、関係機関等と

れんらく はかる しょうがいふくし かんする くだい きょうぎ おこない しょうがいしゃ
連絡を図ることにより障害福祉に関する課題について協議を行い、障害者

そうだんしえんじぎょう ちいき しょうがいしゃとう しえん ほうさく そうごうてき すいしん
相談支援事業をはじめとする地域の障害者等を支援する方策を総合的に推進

していくことを目的として、文京区障害者地域自立支援協議会(以下「協議会」

という。)を設置する。

きょうぎじこう
(協議事項)

だい2じょう きょうぎかい つぎ かけがれるじこう きょうぎ
第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

(1) しょうがいしゃそうだんしえんじぎょうなど かんする
障害者相談支援事業等に関すること。

(2) ちいき かんけいきかん こうちくなど かんする
地域の関係機関によるネットワーク構築等に関すること。

- (3) 障害者相談支援事業等に携わる者の能力開発に関すること。
- (4) 権利擁護の取組に関すること。
- (5) 就労等社会生活の支援に関すること。
- (6) その他地域の障害福祉の増進に関し必要事項。

そしき
(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる者のうちから区長が委嘱又は指名するものを委員とする。

- (1) 学識経験者 2名以内
- (2) 精神科医師 1名
- (3) 障害者相談員 1名
- (4) 別表第1に掲げる機関から推薦のあった者
- (5) 別表第2に掲げる職にある者
- (6) その他区長が必要と認めた者

いいん にんき
(委員の任期)

第4条 前条の委員の任期は2年以内とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

かいちょう および ふくかいちょう
(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選によりこれを定め、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長が指名し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(幹事)

第6条 会議の運営を補佐するため、協議会に幹事を置く。

2 幹事は、別表第3に掲げる職にある者をもって充てる。

(会議)

第7条 協議会は、会長が招集する。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員及び幹事以外の者を協議会に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(専門部会)

第8条 協議会の下に、専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

2 部会は、協議会が指定する事項について調査研究する。

3 部会は、会長の指名する者をもって構成する。ただし、障害のある当事者を中心として構成する部会については、会長の指名する者及び公募により決定した者をもって構成するものとする。

4 部会に部会長を置き、部会員の互選によりこれを定める。

5 部会は、部会長が招集する。

6 部会長は、部会の事務を掌理し、部会の調査研究の経過及び結果を協議会に報告する。

7 ^{かいちょうおよびふくかいちょう} 会長及び副会長は、^{ひつよう} 必要があると認めるときは、^{ぶかい} 部会に^{しゅつせき} 出席することができる。

^{しゅひぎむ}
(守秘義務)

だい9じょう ^{きょうぎかいおよびぶかい} 協議会及び部会に出席した者は、^{しゅつせき} 協議会の^{もの} 運営上知り得た^{きょうぎかい} 秘密や

^{こじん} 個人に関する^{かんするじょうほう} 情報を^{ほか} 他に漏らしてはならない。

^{しよむ}
(庶務)

だい10じょう ^{きょうぎかい} 協議会の^{しよむ} 庶務は、^{ふくしぶしょうがいふくしか} 福祉部障害福祉課において^{しより} 処理する。

^{いにん}
(委任)

だい11じょう ^{ようこう} この要綱に^{さだめる} 定めるもののほか、^{きょうぎかい} 協議会の^{うんえい} 運営に関し^{かんしひつよう} 必要な^{じこう} 事項は、

^{かいちょう} 会長が^{べつ} 別に^{さだめる} 定める。

^ふ ^{そく}
付 則

^{しこうきじつ}
(施行期日)

1 ^{ようこう} この要綱は、^{へいせい 20 ねん 3 がつ 1 び} 平成20年3月1日から^{しこう} 施行する。

^{いいん} ^{にんき} ^{とくれい}
(委員の任期の特例)

2 ^{だい4じょう} 第4条の規定に関わらず、^{へいせい 19 ねん 12 がつ 31 び} 平成19年度に^{いしよく} 委嘱した^{いいん} 委員の^{にんき} 任期は、^{へいせい 22} 平成22

^{ねん 3 がつ 31 日にち}
年3月31日までとする。

^ふ ^{そく}
付 則

^{ようこう} この要綱は、^{へいせい 20 ねん 4 がつ 1 日にち} 平成20年4月1日から^{しこう} 施行する。

^ふ ^{そく}
付 則

^{ようこう} この要綱は、^{へいせい 24 ねん 4 がつ 1 日にち} 平成24年4月1日から^{しこう} 施行する。

付 則

この要綱は、平成24年6月1日から施行する。

付 則

（施行期日）

- この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

（公募手続）

- 改正後の文京区障害者地域自立支援協議会要綱第8条第3項ただし書に規定する。

公募の手続については、この要綱の施行の前においても行うことができる。

別表第1（第3条関係）

福祉関係	文京区社会福祉協議会	1名
	民生・児童委員協議会	1名
社会復帰・就業関係	飯田橋公共職業安定所	1名
	都立精神保健福祉センター	1名
相談支援事業者関係	区内東京都指定相談支援事業者	3名以内
障害者支援施設関係	区内障害者支援施設	4名以内

べっぴょうだい 2 だい3じょうかんけい
別表第2 (第3条関係)

<p>くしょくいん いいん 区職員 委員</p>	<p>ちてきしょうがいしゃふくしし 知的障害者福祉司</p> <p>しんたいしょうがいしゃふくしし 身体障害者福祉司</p> <p>せいしんほけんそうだんいん ほけんし 精神保健相談員 (保健師)</p>
------------------------------	--

べっぴょうだい 3 だい6じょうかんけい
別表第3 (第6条関係)

<p>くしょくいん かんじ 区職員 幹事</p>	<p>ふくしぶふくしせいさくかちょう 福祉部福祉政策課長</p> <p>ふくしぶしょうがいふくしかちょう 福祉部障害福祉課長</p> <p>ふくしぶふくしせんたーしよちょう 福祉部福祉センター所長</p> <p>ほけんえいせいぶよぼうたいさくかちょう 保健衛生部予防対策課長</p> <p>ぶんきょうほけんじよほけんさーびすせんたーしよちょう 文京保健所保健サービスセンター所長</p>
------------------------------	---